

令和 8 年 第 1 回

# 印西市農業委員会総会議事録

令和 8 年 1 月 1 5 日（木）

印西市農業委員会

印西市農業委員会告示第1号

令和8年第1回印西市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和8年1月8日

印西市農業委員会会長 篠田道雄

- 1 期 日 令和8年1月15日(木)
- 2 時 間 午後2時
- 3 場 所 農業委員会会議室(庁舎別館1階)

令和8年第1回印西市農業委員会総会議事録

日 時 令和8年1月15日(木)午後2時

場 所 農業委員会会議室(庁舎別館1階)

招集者 印西市農業委員会会長 篠田道雄

議 事 日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会務の報告

日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第6 諮問第1号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)  
に対する意見について

日程第7 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する専決処分につ  
いて

日程第8 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第9 報告第3号 農地等使用貸借権解約通知について

日程第10 報告第4号 農地法各条項別知事許可等処理報告について

日程第11 第2小委員会委員長からの報告について

出席委員(26名)

農業委員

1番	大久保	優	2番	石井	光一
3番	小川	憲通	4番	五十嵐	義弘
5番	米井	絹恵	6番	武藤	悟
7番	岩井	猛和	8番	山崎	幸雄
9番	森田	文雄	10番	伊藤	英
11番	篠田	道雄			

農地利用最適化推進委員

第1担当区域	石橋	孝雄	第1担当区域	小川	幹雄
第2担当区域	齋藤	信一	第2担当区域	湯浅	静夫

第3担当区域	宮	嶋	茂	第3担当区域	渡	邊	勝	久
第4担当区域	芝	倉	和夫	第4担当区域	宮	内	弘	行
第5担当区域	笠	井	重幸	第5担当区域	柴	海	祐	也
第5担当区域	中	村	夏子	第6担当区域	河	村	錦	一
第6担当区域	塩	澤	幸雄	第7担当区域	押	田	正	光
第7担当区域	富	岡	義一					

本総会に職務のため出席した者の職及び氏名

事務局長	武	藤	克	則	係	長	颯	佐	学
係	長	内	藤	勝	弘				

## ◎開 会

(午後2時00分)

議 長 これより会議を開きます。

本日出席されております農業委員は11名、農地利用最適化推進委員は15名です。会議規則第8条の規定により、出席されている農業委員が定数の過半数に達しておりますので、これより令和8年第1回農業委員会総会を開催いたします。

本日の総会に際し、傍聴の申出はありますか。

事務局 ありません。

議 長 この後、傍聴の申出があった場合は入室がありますので、ご了承願います。

---

議 長 本日の議事日程については、お手元に配付したとおりでございますので、ご了承願います。

---

## ◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

会議規則第22条第2項の規定により、6番、武藤委員、7番、岩井委員を指名いたします。

---

## ◎会務の報告

議 長 日程第2、会務の報告をお願いします。

武藤事務局長。

事務局長 それでは、令和8年第1回総会以降の会務の報告をいたします。

総会議案書の2枚目をお願いいたします。

12月12日金曜日、令和7年第12回農業委員会総会を本会議室で開催し、農地法に基づく審議を行いました。篠田会長ほか10名の農業委員及び15名の推進委員、事務局からは事務局長ほか2名の職員が出席しております。

12月16日火曜日、定例常設審議委員会がプラザ菜の花で開催され、篠田会長が出席しております。篠田会長は、本会議において千葉県農業会議からの農地法第5条に係る権限移譲市農業委員会会長諮問案件及び各農業委員会の諮問案件に対し、審査を行っております。

12月17日水曜日、法務局照会に係る現地確認を将監地先で実施し、押田推進委員、富岡推進委員、来田主任主事が出席しております。別紙、地目変更登記に係る照会に対する回答書の1ページを御覧ください。法務局に対し、12月18日付で非農地と確認した旨、回答してお

ります。

12月23日火曜日、農業者年金普及拡大会議がJ A西印旛本店で開催され、篠田会長ほか、事務局からは3名の職員が出席しております。

1月8日木曜日、事前審査会が本会議室で開催され、第2小委員会、山崎委員長ほか4名の農業委員及び事務局からは2名の職員が出席し、現地調査及び各案件の審査を行いました。審査案件は、農地法第3条申請4件、第4条申請1件、第5条申請16件、工事完了報告7件、転用事実確認証明願4件でございます。

1月13日火曜日、法務局照会に係る現地確認を岩戸地先で実施し、武藤農業委員、芝倉推進委員、来田主任主事が出席しております。別紙、回答書の2ページを御覧ください。法務局に対し、1月14日付で非農地と確認した旨、回答しております。

1月14日水曜日、国有農地に係る現地確認を市内5か所で実施し、篠田会長ほか事務局からは3名の職員が出席しております。

会務の報告につきましては、以上でございます。

**議 長** これで日程第2、会務の報告を終わります。

---

### ◎議案第1号

**議 長** 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

**事 務 局** 議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

#### 【議案第1号について説明】

**事 務 局** 以上4件でございます。

**議 長** 事務局の説明が終わりました。

議案第1号1番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

8番、山崎委員。

**山崎委員** 8番、山崎です。議案第1号1番について、事前審査報告を行います。

資料の1ページを御覧ください。農地の所有権移転の申請です。

申請理由は農業経営の効率化とのことです。

契約内容は贈与です。

譲受人の営農日数は、農家要件を満たしております。

引き続きまして、資料の5ページを御覧ください。営農計画書を併せて御覧ください。まず、営農計画ですが、土地選定理由は、自宅の隣で利便性があるということです。

年間作付計画は3月から12月、自家用野菜、トマト、ナス、キュウリほかです。約200日の従事日数、その他、通作距離、耕作に必要な機械、道具類、技術を確保しており、詳細は記載のとおりです。

事前審査会において申請地を写真で確認し、聞き取り調査を実施いたしました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

**議 長** 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第3担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第3担当区域の宮嶋委員。

**宮嶋委員** 問題ありません。

**議 長** 続いて、渡邊委員。

**渡邊委員** 問題ありません。

**議 長** 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

**議 長** それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号1番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議 長** 挙手全員でございます。

議案第1号1番は、許可とすることに決定しました。

次に、議案第1号2番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

8番、山崎委員。

**山崎委員** 8番、山崎です。議案1号2番について、事前審査報告を行います。

資料の7ページを御覧ください。農地の所有権移転の申請です。

申請理由は、営農規模の拡大及び譲渡人は高齢であり遠方の農地のため耕作ができないので、売却して活用してほしいとのことでございます。

契約内容は売買で、売買金額は記載のとおりです。

譲受人の営農日数は満たしております。

続いて、資料の12ページを御覧ください。まず、営農計画ですが、土地選定理由は、営農規模拡大のため、家が近い水田を取得したいとのことでございます。

年間作付計画、4月から9月、作物、水稻、農業作業従事延べ日数、100日でございます。通作距離その他は記載のとおりでございます。

事前審査会において写真により申請地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施いたしました。書類もそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

この方は、大規模にライスセンターをやっております、百町歩くらい水田を作っております。印西市にある農地へも一生懸命やりに来ている方です。

書類も全てそろっており問題ないと思いますので、以上で審査報告を終わります。

**議 長** 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第3担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第3担当区域の宮嶋委員。

**宮嶋委員** 問題ありません。

**議 長** 続いて、渡邊委員。

**渡邊委員** 問題ないと思います。

**議 長** 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何かございませんか。

**武藤委員** これ9ページの図面、この中にこの田んぼも入っている。

**山崎委員** この田んぼ、300メートル近い。

(何事か呼ぶ者あり)

**議 長** それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号2番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございます。

議案第1号2番は、許可相当とすることに決定しました。

今年は国の農業に農水省が予算結構取ったから基盤整備とか、そっちのほうやるようなことと農業新聞には出ているよね。ぜひやってもらいたいと思います。

次に、議案第1号3番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

8番、山崎委員。

山崎委員 8番、山崎です。議案第1号3番について、事前審査報告を行います。

15ページを御覧ください。農地の所有権移転の申請です。

申請理由は、農業経営規模の拡大。

契約内容は売買で、売買金額は記載のとおりです。

譲受人の営農日数は、許可要件を満たしております。

続きまして、20ページを御覧ください。まず、営農計画ですが、申請土地選定理由は、自分の農地の隣、ちょっと荒れているもので再生して耕作するということでございます。

作付時期ですが、4月から9月、作物、水稻、農作業延べ従事日数、100日です。

その他、通作距離、農機具は記載のとおりです。

また、事前審査会において写真により申請地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施いたしました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。以上です。

議長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第3担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第3担当区域の宮嶋委員。

宮嶋委員 問題ありません。

議長 渡邊委員。

渡邊委員 問題ありません。

議長 見てきた。

渡邊委員 すぐ近くです。知り合いです。

議長 知り合いなの。これ山崎委員が間へ入ったのかな。

山崎委員 農業委員会事務局に、この譲渡人から、間に入っている不動産屋さんを介して処分

して欲しいと相談があり、事務局から山崎さん買ってくれて言われたのですけれども、町内が違うもので、たまたまこの譲受人が隣にいたもので、私から買う意向がないか尋ねたところ、では買うよということでした。

**議 長** ご苦労さまでした。

ほかに何か意見ございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

**議 長** それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号3番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議 長** 挙手全員でございます。

議案第1号3番は、許可とすることに決定しました。

次に、議案第1号4番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

10番、伊藤委員。

**伊藤委員** 10番、伊藤です。議案第1号4番について、事前審査報告を行います。

資料の21ページを御覧ください。農地の所有権移転の申請でございます。

申請理由は、譲渡人が遠くにいるため耕作ができないので、親戚である農業者に申請地を譲渡したいと考えたからです。

契約内容は贈与です。

譲受人の営農日数は、農家条件を満たしております。

営農計画として、土地の選定理由は、譲渡人が遠方におり高齢であるため、管理及び耕作が困難となっているものです。また、申請地が譲受人の自宅から近距離にあり、通作に適しているためということです。

年間作付計画は、作付時期としまして8月から12月、作付、大根、作業日数は90日。

事前審査会において写真により申請地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施いたしました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号に該当しないと考えます。

以上で審査報告を終わります。

**議 長** 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第5担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第5担当区域の笠井委員。

笠井委員 問題ありません。

議長 続いて、柴海委員。

柴海委員 問題ありません。

議長 続いて、中村委員。

中村委員 問題ありません。

議長 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号4番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございます。

議案第1号4番は、許可とすることに決定しました。

---

## ◎議案第2号

議長 長 日程第4、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをお願いいたします。議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。

### 【議案第2号について説明】

事務局 以上1件でございます。

議長 長 事務局の説明が終わりました。

議案第2号1番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

10番、伊藤委員。

伊藤委員 10番、伊藤です。議案第2号1番について、事前審査報告を行います。

資料の27ページを御覧ください。農地の転用の申請でございます。

転用目的は、長屋住宅用地への転用でございます。

本計画地は、第2種農地でございます。

転用計画につきましては、長屋住宅への転用です。

転用時期は、着手予定、令和8年3月9日、完了予定は令和8年10月です。

施設の概要ですが、長屋住宅1棟、木造3階建てになります。

事業計画、申請農地を造成し長屋住宅を建設し、安定収入を図ります。

造成計画、申請地を切り盛りし造成します。再生砕石による盛土で、敷地外の購入土等による盛土は行いません。

土地の選定理由としまして、申請地は、住宅地に近接した農地で、土地の有効利用を考えて長屋住宅用地として選定いたしました。

地目面積、用排水計画、隣接農地所有者への説明状況は、記載のとおりでございます。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施いたしました。

書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査いたしましたことを報告いたします。

以上です。

**議 長** 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第2担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第2担当区域の齋藤委員。

**齋藤委員** 問題ないと思います。

**議 長** 続いて、湯浅委員。

**湯浅委員** 問題ありません。

**議 長** 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

**議 長** それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号1番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議 長** 挙手全員でございます。

議案第2号1番は、許可相当とすることに決定しました。

---

◎議案第3号

議 長 日程第5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案書の4ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

【議案第3号について説明】

事 務 局 以上17件でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。

議案第3号1番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

1番、大久保委員。

大久保委員 1番、大久保です。議案第3号1番について、事前審査報告を行います。

資料の39ページを御覧ください。農地法第5条の規定に伴う許可申請です。

申請地の転用を伴う所有権移転の申請です。

転用目的は、長屋住宅用地への転用です。

本計画地は、第2種農地となります。

転用計画につきましては、長屋住宅、木造2階建て1棟への転用です。

転用の時期は、着手予定、令和8年2月17日、完了予定、令和8年9月17日。

施設の概要は木造2階建て1棟、建築面積は記載のとおりです。

42ページの事業計画を御覧ください。計画施設の内容は、長屋住宅、木造2階建て、延べ面積は記載のとおりで建設し、安定収入を図ります。

造成計画は、記載のとおりです。

土地選定理由について、住宅地に近接した農地で土地の有効利用を考え選定しました。

地目面積、用排水計画及び隣接農地所有者への説明等は、記載のとおりです。

他法令については、他法令進捗状況の一覧のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施しました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査したことを報告します。

以上です。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第2担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第2担当区域の齋藤委員。

齋藤委員 問題ないと思います。

議 長 続いて、湯浅委員。

湯浅委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第3号1番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第3号1番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第3号2番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

1番、大久保委員。

大久保委員 1番、大久保です。議案第3号2番について、事前審査報告を行います。

資料の51ページを御覧ください。農地法第5条の規定による許可申請です。

農地の転用を伴う所有権移転の申請です。

申請地は、記載のとおりです。

登記地目、記載のとおりです。

転用目的は、長屋住宅用地への転用です。

本計画地は、第2種農地となります。

転用計画につきましては、長屋住宅、木造2階建て、1棟への転用です。

転用の時期は、着手予定、令和8年2月17日、完了予定は令和8年9月17日です。

施設の概要は、木造2階建て1棟、建築面積、記載のとおりです。

続いて、54ページの事業計画書を御覧ください。計画施設の内容は、長屋住宅、木造2階

建て、延べ面積、記載のとおりで建設し、安定収入を図ります。

造成計画は、記載のとおりです。

選定理由は、住宅地に隣接した農地で、土地の有効利用を考え選定したということです。

地目面積、用排水計画、隣接農地所有者への説明状況等は、記載のとおりです。

他法令については、他法令等進捗状況の一覧表どおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施しました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査したことを報告します。

以上です。

**議 長** 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第2担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第2担当区域の齋藤委員。

**齋藤委員** 問題ないと思います。

**議 長** 続いて、湯浅委員。

**湯浅委員** 問題ないと思います。

**議 長** 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

**議 長** それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第3号2番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議 長** 挙手全員でございます。

議案第3号2番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第3号3番から11番については、関連がありますので一括審議といたします。

担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

2番、石井委員。

**石井委員** 2番、石井です。議案第3号3番から第3号11番については、関連がありますので一括して事前審査報告を行います。

農地の転用を伴う所有権移転及び地上権の設定の申請です。

まず、3号3番、63ページを御覧ください。

続きまして、3号4番、資料の64ページを御覧ください。

転用を伴う所有権移転の申請です。

続きまして、3号5番、資料の65ページを御覧ください。

転用を伴う所有権移転の申請です。

続きまして、3号6番から11番までは省略しまして、以上の9件につきましては一体として事業を行うものであり、その内容については全て同様であります。

転用目的は、太陽光発電施設への転用です。

本計画地は、第2種農地となります。

転用時期は、着手予定が転用許可日、完了予定は許可日から12か月です。

施設の概要は、太陽光パネル1,965枚、パワーコンディショナー20台設置の予定です。

事業計画ですが、資料の77ページを御覧ください。77ページ、事業計画書は記載のとおりです。

計画施設内容も記載のとおりです。

施設整備も記載のとおりです。

地目別面積、用排水計画、防災計画、隣接農地所有者等への説明状況は、記載のとおりです。

他法令については、他法令進捗状況の一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施いたしました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査したことを報告します。

以上です。

**議 長** 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第4担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第4担当区域の芝倉委員。

**芝倉委員** 問題ないと思います。

**議 長** 続いて、宮内委員。

**宮内委員** 問題ありません。

**議 長** 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何かございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

**議 長** それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第3号3番から11番については、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議 長** 挙手全員でございます。

議案第3号3番から11番は、許可相当とすることに決定しました。

それでは、ここで休憩したいと思いますので、15分までで。

**事務局** 3時15分まで休憩といたします。

(午後3時02分)

---

**議 長** 再開いたします。

(午後3時16分)

---

**議 長** それでは、議案第3号13番、14番について、関連がありますので一括審議といたします。

担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

2番、石井委員。

**石井委員** 2番、石井です。議案第3号13番、第3号14番については、関連がありますので一括して事前審査報告を行います。

農地の転用を伴う所有権移転の申請です。

95ページを御覧ください。3号13番。

続きまして、3号の14番。96ページを御覧ください。

転用目的は、太陽光発電施設用地への転用です。

本申請地は、第2種農地となります。

転用の時期は、着手予定が令和8年2月2日、完了予定は令和8年4月30日です。

施設の概要は、太陽光パネル144枚、パワーコンディショナー9台設置の予定です。

事業計画書ですが、103ページを御覧ください。

計画施設内容ですが、太陽光パネル144枚、パワーコンディショナー9台の設置です。

売電単価ですが、106ページに記載されています。右の上のほうの四角で囲んであるところです。単価は記載のとおりです。

造成計画は、外部からの土砂の搬出入は行わないということでございます。

土地の選定理由は、日照時間が長く発電条件がよいということでございます。

地目別面積、用排水計画、防災計画、隣接農地所有者等への説明状況は、記載のとおりです。

他法令については、他法令進捗状況の一覧表のとおりです。

事前審査会において、現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施いたしました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査したことを報告します。

以上です。

**議 長** 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第6担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第6担当区域の河村委員。

**河村委員** 問題ありません。

**議 長** 続いて、塩澤委員。

**塩澤委員** 問題ありません。

**議 長** それでは、意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何かございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

**議 長** それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第3号13番、14番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議 長** 挙手全員でございます。

議案第3号13番、14番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第3号15番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

10番、伊藤委員。

**伊藤委員** 10番、伊藤です。議案第3号15番について、事前審査報告を行います。

資料の111ページを御覧ください。農地の転用を伴う所有権の移転の申請でございます。

転用目的、長屋住宅への転用です。

本計画地は、第2種農地となっております。

転用計画につきましては、長屋住宅への転用でございます。

転用の時期は、転用許可日の翌日、完了予定は令和8年9月30日です。

施設の概要としましては、長屋2棟。

事業計画書を御覧ください。114ページです。

計画施設の内容、事業を行う理由としまして、集合住宅による不動産賃貸事業を検討したところ、市街化調整区域であります。市条例に該当するため建築が可能である申請地の購入が可能となったためであります。

申請地は、上水道などの生活インフラ設備も整っており、公民館、公園に近く、周囲の生活環境もよいところから、入居者の需要が見込めることも理由となっております。

造成計画、場内発生土を利用して盛土を行い、造成します。

計画建物、長屋住宅木造2階建て2棟、建築面積、延べ床面積は記載のとおりです。

駐車場、1世帯に1台を想定し、敷地内に15台設けます。

土地の選定理由、申請地は市街化調整区域であります。市条例に該当し建築が可能であり、市街化区域に近接しています。上水道などの生活インフラ設備も整っており、生活環境のよさから入居者の需要が見込めるためです。

なお、申請地以外に集合住宅として適当な土地は所有しておりません。

地目別面積、用排水計画、隣接農地所有者への説明状況は、一覧表のとおりでございます。

事前審査会において、現地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施いたしました。

書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査いたしましたことを報告いたします。

**議 長** 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第5担当区域の案件となるので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いいたします。

第5担当区域の笠井委員。

**笠井委員** 問題ありません。

**議 長** 続いて、柴海委員。

柴海委員 問題ないと思います。

議 長 続いて、中村委員。

中村委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第3号15番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第3号15番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第3号16番、17番については、関連がありますので一括審議といたします。

担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

1番、大久保委員。

大久保委員 1番、大久保です。議案第3号16番、17番について、関連がありますので併せて事前審査報告を行います。

資料の123ページを御覧ください。農地法第5条の規定による許可申請です。

農地の転用を伴う所有権移転の申請です。

転用目的は、駐車場、駐機場、資材置場への転用です。

本計画地は、第2種農地となります。

転用計画につきましては、駐車場15台、駐機場10台、資材置場への転用です。

転用時期は、着手予定、許可後、完了予定は令和8年5月31日。

施設の概要は、駐車場、駐機場、伐採木等資材置場です。

続いて、132ページの事業計画書を御覧ください。計画施設の内容は、駐車場15台、駐機場10台及び資材置場で記載のとおりです。仮置場では、粉碎及び処分はいたしません。木材の高さは1.5メートルまでしか積みません。既存井戸施設と仮設トイレを設置します。

造成計画は、記載のとおりです。

選定理由は、現在使用している場所は、搬入樹木を粉碎する機械と、それを場内で運搬す

る重機等で飽和状態です。置き場所として利用できればと選定しました。

地目別面積、用排水計画、隣接農地所有者への説明等は、記載のとおりです。

他法令については、他法令等進捗状況の一覧のとおりです。

事前審査会において、現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施しました。書類もそろっており、許可基準上、問題ないと審査したことを報告します。

以上です。

**議 長** 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第2担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第2担当区域の齋藤委員。

**齋藤委員** 問題ないと思います。

**議 長** 続いて、湯浅委員。

**湯浅委員** 内容的には問題ないと思うのですが、選定理由ということで事務所からも近くと書いてあるのですが、図面上で測っていったら5キロ以上離れているのです。これを近いということ、もっともな理由として利便性だとかということに記載したほうが理解できるのかなど。

(何事か呼ぶ者あり)

**議 長** 今湯浅委員が言ったことも参考にしながら、これから受付のときも、事務局、言っていることと、どこまで追及していいのだとか分からないから、慎重に確認してください。ほかに質疑はないですか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

**議 長** それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第3号16番、17番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議 長** 挙手全員でございます。

議案第3号16番、17番は、許可相当とすることに決定しました。

---

### ◎諮問第1号

**議 長** 日程第6、諮問第1号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)

に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

**事務局** 議案書の11ページをお願いいたします。諮問第1号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてでございます。

本計画案に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定によりまして、農業委員会の意見を求められたものでございます。

【諮問第1号について説明】

**事務局** 以上19件でございます。

**議長** 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

石井委員。

**石井委員** 24ページなのですがすけれども、真ん中辺に利用内容として農業用施設用地となっておりますけれども、具体的にどういうふうなものですか。

**事務局** 24ページの利用内容、農業用施設用地としてということで、事務局でも、農政課から書類が届いた時点で確認をしたのですが、農業用のハウスになります。

**議長** ほかに何かございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

**議長** それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

諮問第1号について、意見なしと答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

**議長** 挙手全員でございます。

諮問第1号については、意見なしと答申することに決定しました。

---

◎報告事項

**議長** 日程第7、報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する専決処分についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の39ページをお願いいたします。報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する専決処分についてでございます。

【報告第1号について説明】

事務局 以上5件になります。

議長 この案件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

日程第8、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の53ページをお願いします。報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。

【報告第2号について説明】

事務局 以上2件でございます。

議長 この案件につきましても、報告でございますので、ご了承願います。

日程第9、報告第3号 農地等使用貸借権解約通知についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の54ページをお願いいたします。報告第3号 農地等使用貸借権解約通知についてでございます。

【報告第3号について説明】

事務局 以上1件でございます。

議長 この案件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

日程第10、報告第4号 農地法各条項別知事許可等処理報告についてを議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書の55ページをお願いします。報告第4号 農地法各条項別知事許可等処理報告についてでございます。

農地法第4条の許可が1件、5条許可が7件でございます。

以上でございます。

議長 この案件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

日程第11、第2小委員会委員長からの報告についてを議題といたします。

第2小委員会、山崎委員長より報告をお願いします。

**山崎委員** 8番、山崎です。第2小委員会委員長報告を行います。

総会資料の最後に添付されております工事完了報告・転用事実確認証明願等一覧を御覧ください。令和8年1月8日、第2小委員会において、工事完了報告7件、転用事実確認証明願4件について現地確認を行ったところ、計画どおり工事完了であり、転用事実につきましても確認をいたしましたので、報告いたします。

**議長** これは事前審査会において確認した事項の報告でございますので、ご了承願います。

---

#### ◎閉 会

**議長** 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

令和8年第1回農業委員会総会を終了いたします。

どうもお疲れさまでした。

(午後3時54分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する

令和8年1月15日

議 長 篠 田 道 雄

署 名 委 員 6 番 武 藤 悟

署 名 委 員 7 番 岩 井 猛 和